平成２５年（フ）第２２５０号
愛知県知多市八幡新町１丁目12番地の15
破産者　樋口　昌孝
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８７号
京都市右京区西京極東側町28番地11　グリンピア西京極305号
破産者　浦辺洋一郎
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
兵庫県宍粟市山崎町千本屋200　居垣マンション２－Ａ号室、前住所たつの市揖保川町山津屋24番地２　マリーノミキＡ棟102号室、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町中比地206番地３
破産者　小林　　望
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２４号
広島市中区幟町10番10―402号
破産者　岡迫　　晃
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９号
長崎県諫早市福田町３番37号
破産者　佐藤　行三
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第５０３号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目27番７―1001号
破産者　前田樹一郎
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市小山田町3797番地３
破産者　黒木　正文
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市小山田町3797番地３
破産者　黒木香代子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６８号
北海道空知郡南富良野町字幾寅1057番地１
破産者　中村　国盛
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０２号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地
破産者　古田富美絵
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住Ａ５―1734
破産者　垣内中　明
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７９号
開始決定時の住所北海道旭川市末広一条10丁目４番22号
破産者　森本　優子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６号
北海道士別市大通北９丁目80番地13
破産者　津田　征和
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２１号
北海道旭川市春光台一条３丁目１番26号
破産者　西村　朋子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４号
青森県十和田市東十三番町23番26号　ハイツタカヤ３号
破産者　小野寺修一
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第２０７号
秋田市南通亀の町６番33号
破産者　川和田葉澄
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
秋田県大館市下代野字代野道北32番地１、前住所秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢23番地30
破産者　Ａｔｏ坂井こと　坂井　　稔
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第７５号
秋田県雄勝郡羽後町柏原18番地５
破産者　菅原　富夫
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７６号
宮城県仙台市宮城野区出花３－４－２　コーポ池田208号室、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚３番地12
破産者　菅原　憲三
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部